

計 画 年 度

令和 3 年度～令和 12 年度

群馬県における獣医療を提供する体制の 整備を図るための計画書

令和 4 年 3 月

群馬県

目 次

基本的な考え方	1
第 1 獣医療を提供する体制の整備が必要な地域	2
第 2 獣医師の確保に関する目標	3
1 獣医師の確保目標	
2 獣医師の確保対策	
(1) 産業動物獣医師及び公務員獣医師の確保	
(2) 労働環境及び待遇の改善	
第 3 診療施設の内容及び整備に関する目標	5
1 診療施設及び主要な診療機器の整備の現状	
(1) 診療施設	
(2) 主要な診療機器等	
2 診療施設の整備に関する目標	
(1) 家畜保健衛生所等	
(2) 農業共済組合	
(3) 農業協同組合	
(4) その他法人及び個人	
第 4 相互の機能及び業務の連携を行う施設の方針	8
1 組織的な家畜防疫体制の確立	
2 診療施設・診療機器・獣医療情報の効率的活用	
3 獣医療情報の提供システムの整備	
4 獣医療の提供が難しい地域への対応	
第 5 診療上必要な技術研修の実施及びその他獣医療に関する技術の向上に関する事項	11
1 産業動物分野	
2 公務員分野	
3 小動物分野	
4 生涯研修等	
第 6 その他獣医療を提供する体制の整備に関し必要な事項	12
1 行政分野における適切な獣医療を提供する体制の整備	
2 飼養者への衛生知識の啓発・普及等	

基本的な考え方

本県の獣医療は産業動物や愛玩動物等の診療、家畜衛生や保健衛生指導等をとおして、畜産業の発展及び公衆衛生の向上に大きな成果を上げてきたが、近年、獣医療を取り巻く状況には、著しい変化がみられる。

本県の農業産出額の約4割を占める基幹産業である畜産分野においては、飼養形態の変化や規模拡大が進み、治療を主体とした個体診療から疾病発生予防を中心としたコンサルタント獣医師による群管理の衛生対策に重点が移ってきている。また、口蹄疫、豚熱や高病原性鳥インフルエンザなど地域社会へ重大な影響を及ぼす家畜伝染病の国内発生を受け、県、市町村、畜産関係団体、生産者等で組織的に対処する事前対応型防疫体制の確立、危機管理体制の再点検・強化を進めている。

こうしたなか、県では「群馬県農業農村振興計画 2021－2025」（令和3年3月）、「群馬県酪農・肉用牛生産近代化計画」（令和3年3月）等の策定を踏まえ、適切な獣医療の提供等により家畜伝染病の的確な防疫措置を行い、社会的ニーズに対応した安全な畜産物の安定供給を図ることとしている。

しかし、近年、獣医師の数自体が全体として不足している状況にはないものの、産業動物及び公務員分野へ就業を希望する獣医系大学の学生が少ないことから、本県の畜産振興及び食の安全や消費者の信頼確保等を図るためには、産業動物及び公務員分野の獣医師確保は緊急かつ継続的な課題となっている。

一方、小動物分野においては、飼育者から高度かつ広範な診療技術の提供と保健衛生指導が求められており、飼育者のニーズに応えられる良質かつ適切な診療技術の習得促進を図るとともに、健康診断、マイクロチップ装着義務化等の健康管理・適正飼育・動物愛護について普及啓発も求められている。

今回、令和2年5月、獣医療法第10条により国が「獣医療を提供する体制の整備のための基本方針」を定め、これに基づき群馬県は「群馬県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画書（県計画）」を作成することとなっている。なお、本計画の期間は、令和3年から令和12年までの10年間とし、適宜、進捗状況を踏まえた見直しを行う予定とする。

このような状況を踏まえ、畜産業の健全な発展、動物の保健衛生及び食品の安全確保に貢献でき、社会的ニーズに応えられる質の高い獣医療を提供できる体制の整備を図っていくため、以下の3点を基本方針とする。

1 社会的ニーズに応える獣医療を提供するための獣医師の養成・確保

育児等で離職した獣医師、定年退職した獣医師等、最前線で活躍した経験を持つ獣医師を業務内容に応じて登用する等、人材の有効活用を図る。さらに、獣医療に対する県民の信頼を確保するため、獣医師が高度な技術を習得する機会を増やし、技術の高位平準化を図る。

2 獣医療の提供に向けた関係機関との協力・連携

小動物及び産業動物分野の獣医療の現場において、獣医師による高度かつ多様な診療技術の提供が求められることから、家畜人工授精師、愛玩動物看護師等の獣医療に携わる専門職との相互協力や獣医療関係機関の相互活用を図る。

3 産業動物・公務員獣医師の確保対策

研修等を活用し、獣医系大学の学生が産業動物診療や行政分野の業務に触れる機会を設け、就業の誘導とその後の定着を図るための取組を推進する。また、両分野の担っている社会的役割について、教育現場でその意義と魅力について理解醸成に努める。

群馬県農業農村振興計画 2021－2025 p26

本県の農業分野における最上位計画であり、令和7年度を目標年度とする5か年計画。畜産分野では、家畜の能力向上や効率的な経営を推進するとともに、家畜伝染病の防疫体制の強化や自給飼料の生産利用拡大、耕畜連携など地域と調和した生産性の高い畜産経営の確立を目指す。

群馬県酪農・肉用牛生産近代化計画書

酪農及び肉用牛生産の近代化を総合的かつ計画的に推進することにより、健全な発展と経営の安定を図ることを目的とし、令和12年度を目標年度とした計画書。酪農及び肉用牛生産の推進のための家畜衛生対策の充実・強化、畜産物に係る安全と信頼の確保のための動物用医薬品の適正使用、獣医療の適正な質と量の提供等について明記した。

第1 獣医療を提供する体制の整備が必要な地域

診療施設の整備及び獣医師の確保に関する目標を達成するために計画的な取組が必要な地域を、家畜保健衛生所の所管地域別に検討したところ、いずれの地域においても計画的な獣医療の提供を進める必要がある。

表1 各家畜保健衛生所の管轄

地 域	市 町 村 名
中部地域	前橋市、伊勢崎市、渋川市、榛東村、吉岡町、玉村町
西部地域	高崎市、藤岡市、富岡市、安中市、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、甘楽町
吾妻地域	中之条町、長野原町、嬬恋村、草津町、高山村、東吾妻町
利根沼田地域	沼田市、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町
東部地域	桐生市、太田市、館林市、みどり市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町

第2 獣医師の確保に関する目標

1 獣医師の確保目標

令和12年度を目標年度とした産業動物診療獣医師及び公務員獣医師の確保目標は次のとおりとする。なお、産業動物獣医師は特定の地域に限らず、複数の地域を診療していることから地域別ではなく県全体としての確保目標値とした。

表2 獣医師の確保目標

	令和2年度 現在の獣医師数	令和12年度 獣医師の確保目標	令和12年度 推定獣医師数	令和12年度までに 確保すべき獣医師数
産業動物 獣医師数	88	113	78	35
公務員 獣医師数	145	145	132	13

目標算定にあたっては、令和元年度中に群馬県農業共済組合へ診断書を提出した獣医師及び獣医師法第22条の届出等を参考にした。

獣医師法第22条（届出）

獣医師は、農林水産省令で定める2年ごとの年の12月31日現在における氏名、住所その他農林水産省令で定める事項を、当該年の翌年1月31日までに、その住所を管轄する都道府県知事を経由して、農林水産大臣に届け出なければならない。

2 獣医師の確保対策

(1) 産業動物獣医師及び公務員獣医師の確保

畜産業は、飼養規模が拡大する中、家畜改良による個体能力の向上、受精卵移植技術等により、技術的側面からも生産基盤の強化が推進されている。そのような状況において、産業動物臨床分野及び公務員分野への新規獣医師参入の減少、産業動物臨床獣医師の高齢化等の課題に対処する必要がある。このような課題に対応するため、以下の方策を講ずることによって、よりの確で効率的な獣医療の提供体制の確保を図る。

ア 獣医系大学への説明会

未来の獣医療の担い手を更に発掘すべく、大学入学直後の学生等の若齢層をターゲットとし、広く産業動物獣医師の仕事について広報する機会の確保を図る。

イ インターンシップの受入

獣医系大学の学生は参加型臨床実習やインターンシップを就業先選択の判断の一助としていることから、獣医学生に産業動物臨床分野及び公務員分野での業務を実地経験させることが重要となる。このため、これらの分野が獣医師の活躍の場として期待されるとともに、これらの分野への就業の魅力を認識してもらうため、臨床実習等を活用して職場経験の機会を設けるなど、農業共済組合、農業協同組合等の関係団体、家畜保健衛生所等と獣医系大学

が連携して、学生が産業動物の診療及び家畜衛生等の行政の意義や魅力について知る機会を確保する取組を推進する。

ウ 「ぐんま産業動物獣医師バンク」

(7) 高校生や獣医系大学生への情報発信

産業動物臨床分野及び公務員分野への就業及び定着を図るため、獣医師確保が困難な地域の地元学生、当該地域での就業意識が高い学生等を対象とし、これらの分野への誘引を図るための一層の活用を図る。

(4) 求人登録、求職登録

法人及び個人開業獣医師からの求人登録や新規就業者・休職中の獣医師からの求職登録により、人材情報を県、関係機関、個人開業獣医師との間で共有するとともに、産業動物及び公務員分野への誘導を図る。

エ 「獣医師養成確保修学資金給付事業」を活用した産業動物獣医師の確保

高校生に対して獣医師養成確保修学資金給与事業に関する情報提供を図り、獣医系大学への進学を誘導する。

オ 離職者等の産業動物獣医師への就業誘導

新規就業後に早期に離職する者が一定程度存在する中で、産業動物以外の分野から産業動物臨床分野及び公務員分野へ就業する獣医師が存在することから、学生のみならず、離職者に対するこれらの分野への就業誘導に係る取組を推進する。

(2) 労働環境及び待遇の改善

ア 女性獣医師の継続就業を図るための産休・育休の取得促進、代替職員の確保等

近年では、新規獣医師のうち約半数が女性であり、女性獣医師が増加していることや働き方改革に対応する必要があることも踏まえ、雇用者は、獣医師の過重労働を回避するよう努めるとともに、男女ともに産休・育休が取得しやすく、長期にわたり育休等を取得していた者が復職しやすい環境の整備を推進する。

イ 福利厚生の実施

労働環境や診療体制に見合った勤務制度、賃金体系等の改善に努める。

ウ 定年退職者が復職しやすい環境整備等

定年退職後も就業意欲を有する獣医師が多くいることから、様々な世代やライフステージの獣医師が活躍できる環境の整備を推進する。

エ 各団体、自治体等における労働条件に関する情報の共有

情報の共有等を通じて、これらの分野における業務量に見合った人員確保、業務の社会的重要性を考慮した就業に係る条件等の労働をめぐる環境の改善を図る。

獣医師養成確保修学資金給付事業

群馬県内で家畜を診療する産業動物獣医師等を養成・確保し、家畜伝染病の発生予防・まん延防止のための体制や畜産物の安全性確保のために、獣医系大学生に対して国と群馬県が 1/2 ずつ出資し、国公立大学生 10 万円/月、私立大学生 12 万円/月を貸与し、群馬県の産業動物獣医師等への就業を誘導する。

第3 診療施設の内容及び整備に関する目標

1 診療施設及び主要な診療機器の整備の現状

(1) 診療施設

産業動物診療施設の開設状況は次のとおりである。

表3 産業動物診療施設の開設状況

(単位：か所)

区分	産業動物 診療施設数*	開設主体の種類別内訳				
		県	農協	共済	その他法人	個人
中部地域	42	3	2	2	10	25
西部地域	34	2	2	0	6	24
吾妻地域	10	3	0	0	3	4
利根沼田地域	4	1	0	1	1	1
東部地域	12	1	1	0	1	9
合計	102	10	5	3	21	63

令和2年12月31日現在

県の施設は各地域に家畜保健衛生所があり、中部地域には病性鑑定施設である家畜衛生研究所、畜産に関する調査・研究を行う畜産試験場、西部地域には農業の後継者を育成する農林大学校、吾妻地域には浅間家畜育成牧場がある。

農業協同組合の診療施設は、赤城酪農業協同組合連合会、榛名酪農業協同組合連合会足門センター、東毛酪農業協同組合及び全国農業協同組合連合会群馬県本部西部・東部酪農センターに設置されている。また、群馬県農業共済組合の診療施設は診療業務効率化のため、令和4年4月1日を目途に中部地域1か所に統合される。

(2) 主要な診療機器等

産業動物診療施設における施設・診療機器等整備状況は次のとおりである。

ア 施設等

診療室、入院施設等の整備は産業動物と併設して小動物診療も行っていることから両者を含めた診療施設の整備状況等として示した。

イ 診療機器等

家畜保健衛生所等では病性鑑定に使用する各種機器を整備している。農業共済組合並びに個人開業施設では高度な診療機器の整備までは必要ないものの、診療を行う上で必要な簡易的診療機器は整備される傾向にある。

表 4 産業動物診療施設における施設・診療機器等整備状況

令和 2 年 11 月時点

	開設主体	施設の整備状況			機器の整備状況		
		検査室	手術室	解剖室	血液生化学分析装置	超音波診断装置	エックス線装置
中部地域	都道府県（家保等）	3	0	1	3	3	0
	農業共済組合	1	0	0	1	3	0
	農業協同組合	0	0	0	1	2	0
	その他法人	7	0	0	0	5	0
	個人	3	1	0	4	6	2
西部地域	都道府県（家保等）	1	0	1	0	0	0
	農業共済組合	0	0	0	0	0	0
	農業協同組合	0	0	0	0	0	0
	その他法人	1	0	0	0	0	0
	個人	0	0	0	1	1	0
吾妻地域	都道府県（家保等）	3	0	1	1	2	1
	農業共済組合	0	0	0	0	0	0
	農業協同組合	0	0	0	0	0	0
	その他法人	1	0	0	1	1	1
	個人	0	0	0	1	0	0
利根沼田地域	都道府県（家保等）	1	0	1	0	0	0
	農業共済組合	0	0	0	2	3	0
	農業協同組合	0	0	0	0	0	0
	その他法人	0	0	0	0	0	0
	個人	2	0	0	1	3	0
東部地域	都道府県（家保等）	1	0	1	0	0	0
	農業共済組合	0	0	0	0	0	0
	農業協同組合	1	0	0	0	0	0
	その他法人	0	0	0	0	0	0
	個人	0	0	0	0	1	0

2 診療施設の整備に関する目標

近年、県内の牛や豚を診療する産業動物獣医師は、治療を主な業務とする一方で、飼養管理や繁殖管理の指導を行う者がおり、両者とも県全域を巡回することから、各地域の整備目標を設けるのではなく、県全体としての診療施設整備方針を設定する。

(1) 家畜保健衛生所等

- ア 家畜伝染病の発生予防や畜産物の安全性確保のための検査施設、機器等の整備を推進し、病性鑑定機能の充実・強化を図る。
- イ 特定家畜伝染病である口蹄疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等のまん延防止のための事前対応型防疫体制の確立に努め、初動防疫に必要な資材の備蓄を図る。

(2) 農業共済組合

- ア 農業共済組合の家畜診療所は、畜産農家の経営安定に向け、総合的施設として検査・診断・受精卵処理に係る機器の拡充を推進し、畜産農家の支援施設として体制の強化及び機能の拡充を図る。
- イ 開業獣医師との連携を強化しながら、診療が受けられない地区が生じないよう診療提供体制の整備に努める。

(3) 農業協同組合

- ア 農業協同組合は診療業務に必要な基本的な診療施設・機器は整備されていることから、今後は整備されている機器の更新を進める。
- イ 雌雄判別受精卵移植等の業務に関しては畜産試験場と連携し、その機器を活用して効率的に家畜改良を推進する。

(4) その他法人及び個人

ア 産業動物

畜産経営における規模拡大や集約化が進展し、獣医療提供の重点は、今後とも個体を中心とした診療技術から、農場単位や群単位での集団管理衛生技術に移行するものと考えられる。集団管理衛生技術においては、環境衛生、飼養衛生、血清診断等総合的かつ高度な専門技術を必要とするが、このうち、特殊な機器や施設を必要とする技術については、家畜保健衛生所、民間検査機関等を活用し、適切な獣医療の提供に努める。

イ 小動物

小動物診療施設も飼育者から専門的かつ高度な獣医療の提供が求められていることから、県内外の検査機関等を活用しつつ、過剰な投資とならないよう必要な機器の整備を進める。

農業共済組合、農業協同組合、その他法人、個人診療施設等の施設整備は、診療施設整備計画に基づき株式会社日本政策金融公庫が実施する融資制度（農林漁業施設資金）の活用を図る。

診療施設整備計画の認定

(獣医療法第 14 条)

都道府県計画に基づいて診療施設の整備を図ろうとする者は、診療施設の整備に関する計画（以下「診療施設整備計画」という。）を作成し、これを都道府県知事に提出して、当該診療施設整備計画が適当である旨の認定を受けることができる。

株式会社日本政策金融公庫からの資金の貸付け

(獣医療法第 15 条)

株式会社日本政策金融公庫は－（略）－前条第 1 項の認定を受けた者に対し、畜産業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金であって当該認定に係る診療施設整備計画に従って診療施設の整備を実施するために必要なもの（他の金融機関が融通することを困難とするものであって、資本市場からの調達が困難なものに限る。）のうち農林水産大臣及び財務大臣の指定するものの貸付けの業務を行うことができる。

第 4 相互の機能及び業務の連携を行う施設の方針

1 組織的な家畜防疫体制の確立

各地域における獣医師や獣医師の組織する団体等の連携の下で整備を図ることにより、家畜保健衛生所と民間の獣医師等が一体となった組織的な防疫体制の確立を推進する。

(1) 家畜防疫員の確保

- ア 農林水産分野以外の分野の公務員獣医師との連携を図る。
- イ 家畜伝染病発生時等、緊急に獣医師の確保が必要となる場合に備え、平時から、公務員獣医師退職者等の潜在的人材を確保する。

(2) 行政・民間獣医師一体となった組織的な家畜防疫体制

- ア 飼養衛生管理指導等指針に即した飼養衛生管理基準の遵守状況の確認・指導等、平時における家畜の伝染性疾病に対する防疫体制の整備を図る。
- イ 診療施設間の連絡・応援体制等について、小動物分野も含む民間獣医師等による家畜防疫活動への支援体制の整備を図る。

(3) 防疫演習等の実施

- ア 県は、口蹄疫や豚熱、高病原性鳥インフルエンザなどの特定家畜伝染病等の発生時に備え「群馬県特定家畜伝染病共通防疫マニュアル」等に基づき、殺処分、焼埋却、消毒等の初動防疫が迅速に行えるよう防疫演習を、家畜保健衛生所職員のみならず産業動物臨床獣医師、農林水産分野以外の公務員獣医師等も対象として実施する。
- イ 家畜防疫に関する技術・知識や防疫作業の内容について、産業動物獣医師に限らず、それ以外の分野の獣医師に対しても、地域の実態に合わせた研修や演習の機会の確保を推進する。

(4) 国内外における家畜伝染病の発生状況の情報発信

県は、国内外における家畜伝染病の発生状況について、関係団体や生産者に情報発信を行い、家畜防疫に対する意識の啓発を図る。

2 診療施設・診療機器・獣医療情報の効率的活用

診療の迅速化・効率化を図るため、個々の産業動物獣医師が施設整備のための過剰な設備投資をしなくて済むよう、検査機器等の効率的な利用を推進する。

(1) 診療施設間の連携・協力

ア 診療施設間で連携・協力して機能分担を促進する。

イ 農業関係団体、家畜保健衛生所等の診療施設や診療機器の整備が比較的進んでいる施設がある地域においては、地域の産業動物臨床獣医師等が当該地域の診療施設・診療機器を利用することを推進する。

(2) 診療や家畜保健衛生所における飼養衛生管理等の確認・指導等を効率的に行うため、情報通信技術の活用を検討する。

3 獣医療情報の提供システムの整備

獣医療情報提供システムを整備し、病性鑑定結果や環境衛生・飼養衛生情報等総合的かつ高度な情報を基に、適切な獣医療の提供が行えるようにする。

(1) 診療施設相互の機能が円滑に発揮されるよう、臨床獣医師、農業関係団体、家畜保健衛生所、大学、民間診療施設等の獣医療関連機関の相互の情報交換のための組織化を図る。

(2) 抗体検査、遺伝子検査等の衛生検査結果、薬剤耐性菌の浸潤状況の調査結果、食肉衛生検査結果等の情報を診療及び保健衛生指導に活用するため、獣医療情報の提供システム整備を推進する。

4 獣医療の提供が難しい地域への対応

診療施設の廃止等により獣医療の提供が難しい地域では、関係機関等で調整の上、農業共済組合や既存の診療施設等による広域的な獣医療の提供を進める。

(1) 近隣の診療施設による獣医療の提供や診療施設の効率的配置により、当該地域に対する診療提供体制の整備を促進する。

(2) 遠隔地等における診療の効率化を図るため、情報通信機器等を用いた診療体制を確保する環境を整備する。

家畜防疫員

(家畜伝染病予防法第 53 条)

1、2 ー省略ー

3 この法律に規定する事務に従事させるため、都道府県知事は、当該都道府県の職員で獣医師であるものの中から、家畜防疫員を任命する。ただし、特に必要があるときは、当該都道府県の職員で家畜の伝染性疾病予防に関し学識経験のある獣医師以外の者を任命することができる。

飼養衛生管理基準

(家畜伝染病予防法第 12 条の 3)

農林水産大臣は、政令で定める家畜について、その飼養規模の区分に応じ、農林水産省令で、当該家畜の飼養に係る衛生管理（第 21 条第 1 項の規定による焼却又は埋却が必要となる場合に備えた土地の確保その他の措置を含む。以下同じ。）の方法に関し家畜の所有者が遵守すべき基準（以下「飼養衛生管理基準」という。）を定めなければならない。

2 飼養衛生管理基準が定められた家畜の所有者は、当該飼養衛生管理基準に定めるところにより、当該家畜の飼養に係る衛生管理を行わなければならない。

3、4 ー省略ー

特定家畜伝染病共通防疫マニュアル（令和 3 年 3 月制定）

特定家畜伝染病に共通のマニュアルとして、防疫対策上重要である「発生の予防」と「早期の発見及び通報」、さらには「迅速かつ的確な初動防疫対応」について定めたものである。特定家畜伝染病が発生した際には、発生状況によって作業手順は大きく変わることもあり、本マニュアルをベースに柔軟に対応する必要がある。

第5 診療上必要な技術研修の実施及びその他獣医療に関する技術の向上に関する事項

獣医療技術については、獣医学の進展、診療機器及び医薬品の開発・普及等に対応して、今後ますます高度化・多様化することが見込まれることから、地域における獣医療のニーズに応じ、その適切な普及を図るものとする。

1 産業動物分野

- (1) 新規就業獣医師に対し、以下の知識・技術の習得のための研修会等への参加を促す。
 - ア 実践的獣医療技術
 - イ 法令
 - ウ 食品の安全性確保
 - エ 薬剤耐性対策
 - オ 畜産関連産業

- (2) 最新の技術に対応した獣医療を提供するため、集団管理衛生技術、高度診療機器による診断・治療技術の習得、学会・研修会への参加を促す。

2 公務員分野

- (1) 家畜衛生、公衆衛生、動物愛護等の行政分野での必要な知識・技術の習得のために開催される研修会等への参加を促す。
- (2) 動物衛生研究部門等で開催される講習会等への参加を促し、獣医療技術の普及向上のための中心的存在となり、伝達講習会を行うなどし、地域の獣医師の技術向上を図る。

3 小動物分野

- (1) 公益社団法人群馬県獣医師会（以下、「獣医師会」という）等は、新規就労獣医師に対し、以下の知識・技術の習得のための研修会等への参加を促す。
 - ア 実践的獣医療技術
 - イ 法令
 - ウ 飼育者とのコミュニケーション能力
 - エ 薬剤耐性対策
- (2) 獣医師会等は、より高度な診療機器を使用した診療技術や最新の診断・治療技術の習得を図るための研修会等への参加を促す。
- (3) 愛玩動物看護師が獣医師の指示の下に行う診療の補助が適切に行われるよう、法令の規定及び必要となる留意点について、獣医師の組織する団体や愛玩動物看護師の組織する団体等が中心となり、周知を図る。

4 生涯研修等

- (1) 社会的ニーズに対応した獣医療を提供するため、獣医師会等が開催する研修会、講習会、学会等への参加を促す。
- (2) 離職及び休職中の獣医師を対象とした研修会等への参加を促す。

第6 その他獣医療を提供する体制の整備に関し必要な事項

1 行政分野において適切に獣医療が提供できる体制の整備

県における監視指導体制の整備や獣医療の提供等についての相談窓口については、産業動物獣医療や家畜衛生行政は農政部、公衆衛生行政や動物愛護・福祉行政は健康福祉部、野生動物管理等の自然環境保全については環境森林部の所管となっていることから、より一層の周知徹底を図る。

- (1) 獣医療に関する相談窓口の明確化
- (2) 監視指導体制の整備

2 飼育者の衛生意識の啓発・普及等

(1) 産業動物分野

- ア 県、各自衛防疫団体、獣医師会及び公益社団法人群馬県畜産協会等は相互に連携しながら家畜伝染病予防法に基づいた飼養衛生管理基準の遵守指導を推進する。
- イ 農場 HACCP 及び畜産 GAP の普及を促進する。

(2) 小動物分野

- ア 獣医師会等は群馬県動物愛護管理推進計画に基づき、動物の適切な健康管理を進めるため、衛生知識の普及・啓発や健康相談活動を推進する（動物ふれあい教室等）。
- イ 適切な獣医療の提供のために必要な条件整備については、診療施設の専門化・機能分担、夜間・休日の診療体制整備を推進する。
- ウ 獣医療相談窓口の設置、獣医師によるインフォームド・コンセントの徹底を促す。
- エ 愛玩動物看護師の役割について、理解の醸成を図る環境の整備を推進する。

(3) 広報活動の充実

食品の安全性や獣医療に対する信頼を高めるため、獣医療に関わる団体等はホームページ等により提供する情報内容の充実を図り、獣医療の果たす役割の理解醸成に努める。

- ア 夜間・休日に獣医療を提供する診療施設に関する情報提供を促進する。
- イ 専門性の高い診療技術を提供する二次診療施設等に関する情報提供を促進する。

農場 HACCP

畜産農場における衛生管理を向上させるため、農場にHACCPの考え方を採り入れ、危害要因（微生物、化学物質、異物など）を防止するための管理ポイントを設定し、継続的に監視・記録を行うことにより、農場段階で危害要因をコントロールする手法。

群馬県動物愛護管理推進計画(第3次)（令和3年4月制定）

「人と動物が共生できる豊かな社会」の実現に向けて、動物に関わるすべての人々が動物に対する相互理解を深め、共通認識のもとで連携・協働して本県の状況に則した動物の愛護及び管理に係る施策を展開していくために策定された。

愛玩動物看護師法（令和元年6月制定）

愛玩動物の飼い主が求める獣医療の内容が高度化、多様化するとともに、しつけ等飼い主に求められるものも大きくなっている。また、動物を介在した介護や福祉、疾病治療や機能回復、教育に関する諸活動も行われるようになり、単なる愛玩動物としての飼養に留まらず、その社会的な意義も増している中、本法律は、今後ますます重要性が増していくことが想定される愛玩動物を対象とした診療における獣医師と動物看護師のチーム獣医療提供体制の整備や動物看護師の資質向上・業務の適正を図ることを目的に、愛玩動物看護師の資格を定めている。

畜産 GAP

農業生産活動の持続性を確保するため、食品安全、家畜衛生、環境保全、労働安全、アニマルウェルフェアに関する法令等を遵守するための点検項目を定め、これらの実施、記録、点検、評価を繰り返しつつ、生産工程の管理や改善を行う取組。